

訓令案の概要

1 訓令の名称

熊本県行政文書管理規程の一部を改正する訓令

2 制定改廃の必要性（背景、法令上の根拠等）

組織改編等に伴い、関係規定を整備する必要がある。

3 内容

- (1) 知事公室に設置している「グループ」を「課」に改編することに伴う所要の規定の整理を行う。（第2条、第5条、第6条、第7条、第15条、第17条、第18条、第26条、第28条、第31条、第33条、第37条、第40条、第42条関係）
- (2) 農林水産部に食のみやこ推進局を設置することに伴い、文書管理者に係る規定の整備を行う。（第5条関係）
- (3) 組織改編等に伴い、文書の記号に係る規定の整備を行う。（別表第1関係）
- (4) この訓令は、令和6年10月15日から施行する。